

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び太良町財務規則（昭和42年規則第16号。以下「規則」という。）第83条の規定により、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、本入札は太良町建設工事条件付一般競争入札実施要領（平成31年4月1日施行。以下「一般競争入札」という。）及び太良町建設工事等入札実施要領（平成31年4月1日施行。以下「入札実施要領」という。）を準用して実施するものとする。

令和8年4月17日

太良町長 永 淵 孝 幸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和8年度 台湾交流事業
- (2) 業 務 内 容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履 行 場 所 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 履 行 期 間 契約締結の日から令和8年8月31日まで
- (5) 予 定 価 格 有（公表しない）
- (6) 最低制限価格 無
- (7) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 佐賀県及び太良町の発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 国税（法人税等）及び地方税の滞納が無い者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員その他本業務を行うのにふさわしくない者でないこと。
- (6) 業種
旅行業法第1種、第2種及び第3種旅行者であること。
- (7) 地域要件
佐賀県内に本店又は支店を有していること。
- (8) 業務実績等
 - ①学校団体旅行（修学旅行等）の実績を有すること。
 - ②海外研修（特に台湾）手配実績があること。
 - ③緊急時対応体制(24時間対応)を有していること。

3 入札手続きに関する事項

- (1) 担当部署 〒849-1698
佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6 太良町役場 学校教育課内
電 話 0954-67-0317 F A X 0954-67-2103
電子メールアドレス kyoikuiinkai@town.tara.lg.jp
- (2) 入札関連様式等の交付方法及び交付期間
太良町ホームページに掲載する。（<http://www.town.tara.lg.jp>）
令和8年4月17日（金）から令和8年4月27日（月）まで
- (3) 仕様書等に対する質問書の受付等
 - ①質問提出期間
令和8年4月17日（金）から令和8年4月23日（木）15時まで
 - ②質問提出方法
担当部署へ質問書（別記様式3）を電子メールで提出すること。

- ③質問回答期限及び回答方法
令和8年4月24日（金）までに太良町ホームページで公表する。
- (4) 競争入札参加資格の確認
- ①入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、(4)②の提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に業務実績調書を添付の上、担当部署まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
- ②提出期限は令和8年4月27日（月）午後5時まで
（郵送の場合は提出期限までに必着のこと。）
- ③競争入札参加資格の確認結果は令和8年4月28日（火）までに通知する。
- (5) 入札者の資格の喪失
- 入札者は入札日時までにおいて、次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。
- ①入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生法手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- ②手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。
- ③佐賀県又は太良町の発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき。
- ④その他本業務に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。
- (6) 入札及び開札の日時及び場所
- ①日時 決定者へ入札案内を通知する。
- ②場所 太良町役場
- ③入札方法 持参によること。
- (7) 開札に関する事項
- 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (8) 入札保証金
- 入札保証金は、入札金額の100分の5以上に相当する金額又は5,000円のいずれか高い額とする。ただし、規則第85条第2項の規定に該当するときは、入札保証金の納付を免除する。
- (9) 入札方法に関する事項
- ①入札は、入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前にその場にて委任状を提出するものとする。
- ②入札参加者は、入札金額に対応する見積内訳書を作成し、入札書と併せて提出するものとする。
- ③見積内訳書には業務名、入札参加者の住所及び氏名を記載し、押印すること。
- ④見積内訳書の内容は、仕様書にそった金額等を表示したものとする。
- ⑤見積内訳書について疑義があるときは、入札参加者に説明を求め、その結果、根拠ある説明が得られない場合は、当該見積内訳書を提出した入札参加者の入札を無効とすることがある。
- ⑥落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。
- ⑦入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭書に「¥」の記号を、末尾に「-」の記号を付記すること。
- (10) 落札者の決定方法
- ①有効な入札書を提出した者であって、入札価格が予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。
- ②落札となるべく同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。
- ③第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。
- ④再度入札は1回を限度とする。
- ⑤落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める

ときは、調査の上、その者を落札者としなないことがある。なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

- (11) 入札の無効
次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。
 - ①参加する資格のない者。
 - ②競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者。
 - ③当該競争入札について不正行為を行った者。
 - ④入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者。
 - ⑤入札書の金額を手書きで記載したものを提出した者。ただし、再度入札する場合についてはこの限りではない。
 - ⑥一人で2以上の入札をした者。
 - ⑦代理人でその資格のない者。
 - ⑧上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者。
- (12) 入札の撤回
入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできない。
- (13) 入札又は開札の中止
天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (14) 入札者の辞退
入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。
- (15) 契約条項を示す場所
(1) に同じ

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続、契約の履行に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成の要否 要
- (3) 契約保証金
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額又は10,000円のいずれか高い額とする。ただし、規則第98条第2項の規定に該当するときは、契約保証金の全部を免除又は一部を減額する。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報、その他町の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 談合情報があった場合、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。
- (6) 談合情報どおりの開札結果となった場合は談合の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。
- (7) 仕様書及び付属書類の記載内容の無断転載を禁止する。